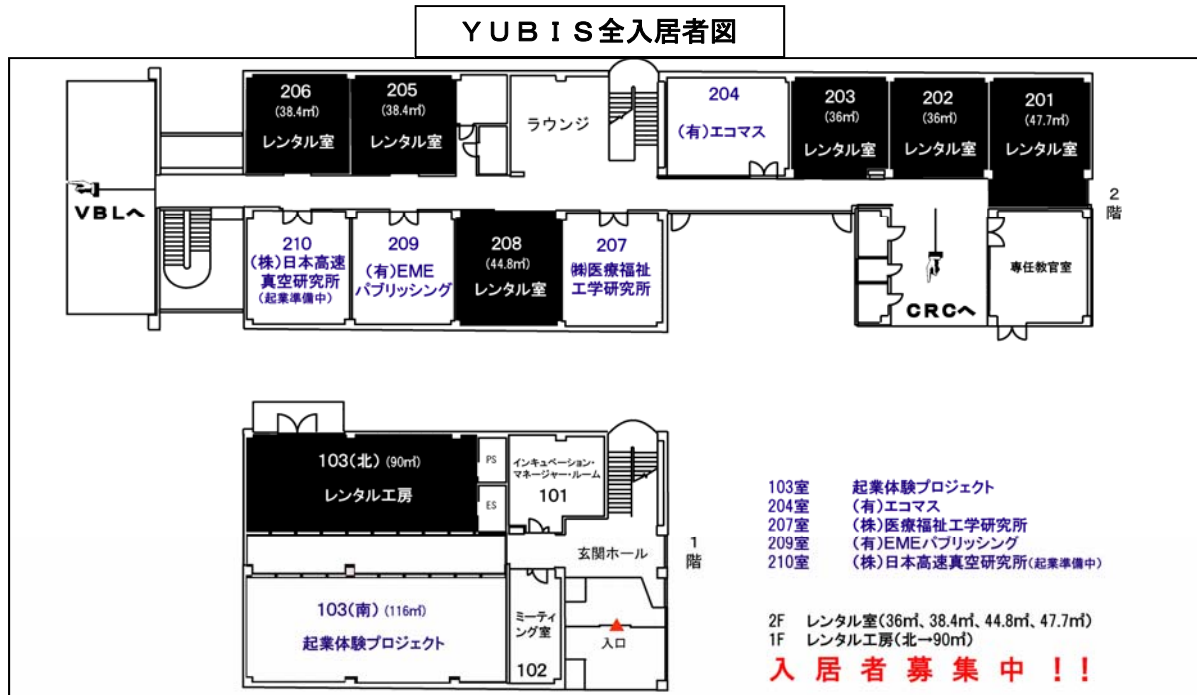


# News Letter

山口大学 産学公連携・創業支援機構 ビジネス・インキュベーション施設《YUBIS》

YUBISからのご案内、創業・起業に関する情報を、定期的にお知らせします。ご活用ください。



## YUBISからのお知らせ

- 入居者募集中!! 最新版YUBIS入居者図 ..... 1
- アントレプレナーDo it (雇用創出セミナー) 開催のお知らせ ..... 1
- 入居者募集要領の概要 ..... 2, 3

## 創業・起業に関する情報

- LLP (有限責任事業組合) の紹介(その1) ..... 4

発行：山口大学「YUBIS」事務局  
 連絡先：〒755-8611  
 宇部市常盤台2丁目16-1  
 電話：0836-85-9972 (FAX兼用)  
 e-mail: yubis@m1.crc.yamaguchi-u.ac.jp  
 URL ↓  
<http://www.crc.yamaguchi-u.ac.jp/yubis/>

## アントレプレナーDo it(雇用創出セミナー)

無料

毎週木曜日 18:30~20:00  
 (場所：雇用・能力開発機構山口センター会議室)  
 ~起業・異業種進出へのノウハウを勉強しませんか?~

- ・情報収集の場として
- ・独立・創業を目指している方、新たな分野へ進出を目指している方々の交流の場として

◎受講者募集 (11~12月開催分)

実施日	テーマ
11/10	勝てる企画書のつくりかた
11/17	営業力アップのためのプレゼンテーション術
11/24	強い事業・元気な会社の秘密
12/ 1	人を雇う時のルール①
12/ 8	人を雇う時のルール②
12/15	起業家に聞く。~創業体験談②

お申込・お問合せ：独立行政法人 雇用・能力開発機構山口センター  
 〒753-0861山口市大字矢原字花ノ木1284-1  
 TEL 083-922-1948  
 FAX 083-922-1935  
<http://www.ehdo.go.jp/yamaguchi/>



## 入居者募集要領の概要

### 【施設の概要】

- ◆名称・・・山口大学ビジネス・インキュベーション施設  
愛称・・・「山口大学ビジネス・インキュベーション・スクエア」  
※「YUBIS」（ユービス）と呼んでください。
- ◆所在地・・・山口県宇部市常盤台2丁目16-1  
地域共同研究開発センターとベンチャー・ビジネス・ラボラトリーに隣接

### 【入居募集中の施設の内容】

- ◆レンタル室（インキュベートルーム）・・・7室
  - 情報系・・・3室（2階 36㎡、47.7㎡）
  - ものづくり系・・・4室（1階 90㎡、  
2階 38.4㎡、38.4㎡）
- ※学内者向け使用料 4,000円/㎡・年 学生単独の場合は無料
- ※企業向け使用料 1,206円/㎡・年（減額の優遇措置もあります。）

- ◆その他・・・商談室、休憩スペース、起業マネージャー室

### 【設備の概要】\*原則、実費負担

- ◆エアコン完備 ◆LAN端子、外専用電話端子、TV端子 ◆机、椅子1セット、
- ◆水道設備 など
- ※平日夜間、土・日曜日、祝祭日は電子カードロックで施設の入退を管理

### 【ソフト支援】\*原則、無料

- ◆窓口代行  
来客・電話受付、書留郵便物・宅配物取次ぎ、FAX受信など
- ◆起業、事業化支援
  - ◎専属コーディネーター等によるビジネスプラン作成支援、会社設立支援、経営相談、法律相談、財務相談、販路相談など
  - ◎起業・事業化、経営等に関する基礎的講座・セミナーの開催  
入居者にはYUBIS施設長が定めるビジネスプラン作成に関する講習会を受講するとともに、施設の支援者等からの支援、助言に基づいてビジネスプランをリファインメントすることが義務付けられます。
- ◆競争的資金の獲得支援
  - ◎公的機関の各種融資、補助金・助成金等の募集等の情報
  - ◎申請書・提案書の作成支援

### 【入居対象者】\*原則として、次のいずれかの条件を満たしていること

※入居にあたっては、入居選考委員会による選考あり

- a. 山口大学の教員または学生が行った研究成果に基づき、入居後1年を目途に企業を起こそうとする教員または学生  
※学生の場合は責任ある教員等の指導者が必要
- b. 既に創業した大学発ベンチャー企業あるいは企業グループであって、次の条件のいずれかを満たすもの
  - i. 山口大学の教員から継続的な技術指導を受けることが必要であり、山口大学の教育・研究活動の発展に寄与できる企業であって、文部科学省からの通達にある「国有施設の時価による使用許可を認める大学発ベンチャーの範囲について」に示された条件を満たしていること
  - ii. 山口大学の教員と「民間等との共同研究」の契約を結び研究開発事業を行うことが必要な企業
  - iii. 山口大学の教員と共同で、国等が行う研究開発事業を行うことが必要な企業

## 【入居期間】

- ◆【入居対象者】のa. に該当する場合 → **原則1年**  
※入居後1年以内に起業しない場合には、入居審査により、1年間延長が可能。  
**通算2年間入居可能。**
- ※起業後は「【入居対象者】のb」としての入居が可能。
- ◆【入居対象者】のb. に該当する場合 → **原則3年**  
※3年以降は1年毎の入居審査により、1年間の延長が可能。  
原則、入居後通算5年間入居可能。

## 【応募方法】

- ◆**申し込み受付 随時**
- ※入居審査は、原則、四半期毎（4月、7月、10月、1月）
- ◆**提出書類等**
  - ①入居申込書 ②事業計画書（※①、②はYUBIS指定の様式）
  - ③住民票の写し（個人の場合）もしくは法人登記簿謄本（法人の場合）
  - ④直近の計算書（法人の場合）もしくは納税申込書の写し（個人事業者の場合）
  - ⑤その他参考資料（会社案内、商品等のパンフレットなど）
- ◆**申込の方法**
- ※郵送または持参  
平日の午前9時～午後5時（土曜日、日曜日、祝祭日は受付できません）  
〒755-8611 山口県宇部市常盤台2丁目16-1  
山口大学地域共同研究開発センター内  
「山口大学ビジネス・インキュベーション施設」事務局

## 【選考方法】

- ◆入居資格を満たす方を対象に**入居企業等選考委員会による入居選考審査**を実施
- ◆1次選考：委員会が委嘱する外部専門家の書面審査を参考に実施  
最終選考：委員会による面接審査
- ◆選考では、将来のビジネスでの成功の可能性を第一義的に重視  
次の事項を中心に審査
  - ①事業の競争力  
当該技術等の新規性、関連技術に対する優位性、特許等の工業所有権、競合企業が存在及びそれとの競争力、事業モデルの強み 等
  - ②事業者自身の収益性  
売上予測、財務計画、キャッシュフロー計画、販売ルート、市場予測等を含めたビジネスプランの妥当性、人材の確保計画 等
  - ③事業を行う代表者の資質等  
事業を行うリーダーとしての資質、事業に関する経験や知識、財務と会計に関する基礎的な知識 等
  - ④事業の社会貢献・地域貢献  
大学が支援する事業であること鑑み、社会に対する貢献に関するスタンスとビジョン

**【入居者の決定】** 面接審査後、10日以内に、文書にて連絡

**【入居開始】** 入居決定後随時

## 【お問い合わせ先】

山口大学地域共同研究開発センター内  
「山口大学ビジネス・インキュベーション施設」（YUBIS）事務局  
TEL：0836-85-9957 FAX：0836-85-9952  
E-mail：yubis@ml.crc.yamaguchi-u.ac.jp



### LLP（有限責任事業組合）の紹介（その1）

創業を促し、企業同士のジョイント・ベンチャーや専門的な能力を持つ人材の共同事業を振興するために、民法組合の特例として、1、出資者全員の有限責任、2、内部自治の徹底、3、構成員課税の適用という特徴を併せ持つ有限責任事業組合（LLP）制度を創設し、8月1日から施行されました。制度の概要をシリーズで紹介いたします。今回は、法律制定の目的です。

#### 1. 法律制定の目的

(1) 海外では、創業を促し、企業同士のジョイント・ベンチャーや専門人材の共同事業を振興するため、LLP (Limited Liability Partnership: 有限責任組合) や LLC (Limited Liability Company: 有限責任会社) という新たな事業体制度が整備されており、大きな効果を上げている。

##### 【LLPなどの3つの特徴】

- ①有限責任制 ・ 出資者が出資額までしか責任を負わない。
- ②内部自治原則 ・ 利益や権限の配分が出資金額の比率に拘束されない。  
・ 取締役会や監査役のような経営者に対する監視機関の設置が強制されない。
- ③構成員課税 ・ LLPに課税されずに、出資者に直接課税される。(LLPに法人課税が課せられた上に、出資者への利益分配にも課税されるということがない。)

##### 【LLPなどの効果】

- ①米国のLLC ・ ここ10年間で、株式会社が100万社誕生したのに匹敵する80万社のLLCが誕生。  
・ IBM、インテルなどの共同研究、投資会社、映画制作会社などが活用。
- ②英国のLLP ・ 2000年に創設され、1万社を超えるLLPが誕生。  
・ KPMGなど会計事務所、デザイン事務所、ソフト会社などが活用。

(2) ところが、我が国では、こうした3つの特徴を兼ね備えた事業体は存在しない。そこで、民法組合の特例として、出資者全員の有限責任制を定めた有限責任事業組合法（LLP法）を制定し、3つの特徴を持つ新たな事業体制度を整備する。

	株式会社	民法組合	LLP
有限責任制	○	× (無限責任)	○ (有限責任)
内部自治原則	- 損益や権限の配分は出資額に比例 × - 取締役会や監査役が必要	- 損益や権限の配分は自由 ○ - 監視機関の設置が不要	- 損益や権限の配分は自由 ○ - 監視機関の設置が不要
構成員課税	× (法人課税)	○ (構成員課税)	○ (構成員課税)

(3) LLP制度の創設により、ベンチャーや中小企業と大企業の連携、中小企業同士の連携、大企業同士の共同研究開発、産学連携、IT等の専門技能を持つ人材による共同事業などを振興し、新産業を創造する。

※次回は、法律の概要、制度の概要を紹介いたします。

